

産業廃棄物最終処分場対策特別委員会視察研修報告書

【報告者】 田村隆光

出張年月日	平成20年2月20日(水) 10:30~
出張先	福井県福井市 福井県庁 (対応: 安全環境部廃棄物対策課)
出席者	○総務常任委員会 田村隆光・太田浩美・宇野 哲・太田利貞・藤田啓仁・池田久代 国松清太郎・吉仲幸子 ○環境経済部 武村 賞 (生活環境課長) ○議会事務局 月館正一 (係長)
研修目的	敦賀市民間最終処分場に係る特定支障除去等事業の取り組みを研修するため。

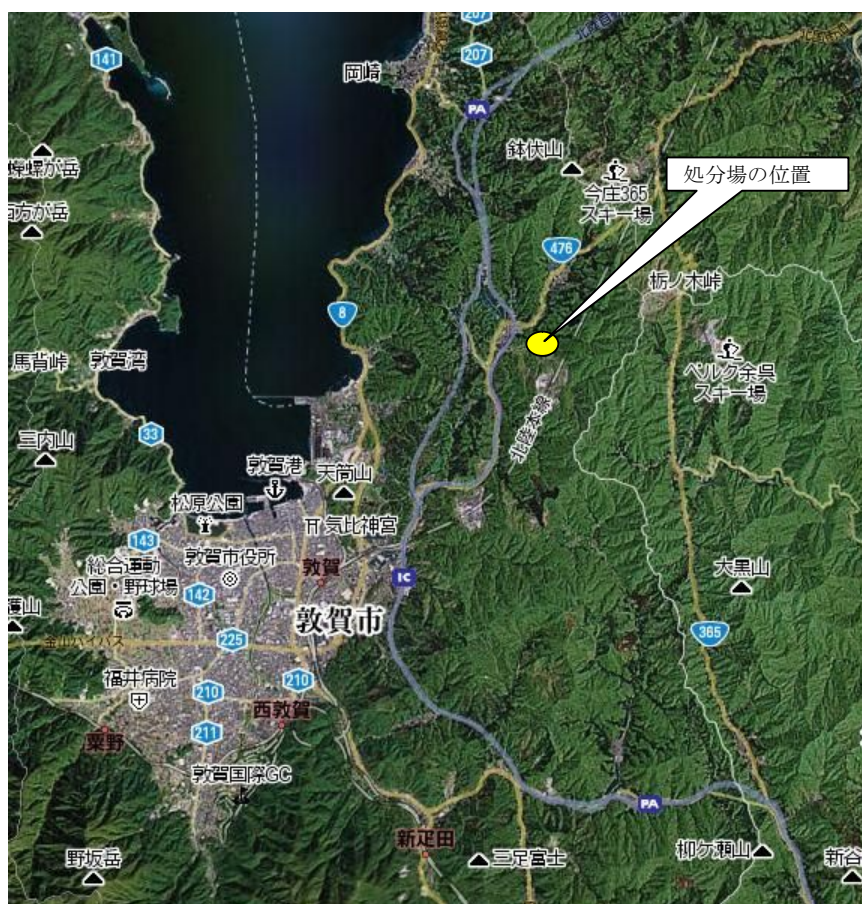
■敦賀市民間最終処分場対策概要

1 経緯

キンキクリーンセンター株式会社は、昭和62年から、敦賀市樫曲地先において管理型最終処分場で産業廃棄物ならびに一般廃棄物の埋立処分を行っていたが、平成8年頃から許可を受けずに違法に処分場を増設していたことが判明した。

平成12年8月に施設の使用停止と廃棄物の搬入停止を指導し、11月に福井県民間最終処分場技術検討委員会(福井大学教授 服部勇委員長他9名)を設置し、処分場の安全性を調査したところ、

処分場内で検出されているビスフェノールAが処分場外からも高濃度に検出されたことや、処分場内外の水質の類似性から、処分場から浸出液が漏出していると判断し、覆土対策、木の芽川護岸漏水防止対策、水処理施設の維持管理を代執行により行ってきた。



2 施設の概要

- ・設置場所 敦賀市樫曲94号兵ヶ谷、95号前谷
- ・施設の種類 管理型産業廃棄物最終処分場および一般廃棄物最終処分場
- ・許可規模 約9万m³ (H4.5.8 増設許可分)
- ・埋立地の現況 約119万m³の廃棄物が埋め立てられている。
- ・廃棄物の種類 産業廃棄物：約84万t (燃え殻、汚泥、シュレッダーダストなど)
- ・一般廃棄物：約35万t (焼却残渣、不燃性廃棄物)
- ・産廃一廃比率 7対3

3 特定支障除去等事業の内容

(1) 特定産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障のおそれ

これまでの応急対策により、処分場外観測井戸等での水質改善など、一定の漏水防止効果が認められたが、依然として木の芽川へ流出しているとともに、処分場周辺地下水において、BOD、全窒素など10項目(H20.1現在では6項目)で排水基準を超過している状況にある。このため、処分場から漏出した排水基準を超える浸出液が、農業用水や下流域の水源井戸の涵養源となっている木の芽川に流出し、下流域の農作物や井戸水等へ影響を及ぼすおそれがある。

(2) 生活環境保全上達成すべき目標

処分場から排水基準を超える浸出液が、農業用水や下流域の水源井戸の酒養源となっている木の芽川に流出していることから、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがある。このため、処分場から漏出した浸出液が木の芽川に流出することを防止するとともに、浸出液が早期に排水基準以下となるよう、適切な対策を講じる。

(3) 支障除去等の実施範囲

特定支障除去等事業は、処分場周辺への浸透水の拡散防止、処分場への周辺地下水の流入防止を目的としていることから、その実施範囲は、浸出水による汚染の拡散や遮水壁等の対策工の施工性を考慮し、処分場を含む周囲約21万1千m²とする。

(4) 事業内容および概算事業費

区分	内容	事業費
遮水関連工	遮水壁・キャッピング、雨水排水路、防災調整池	72億円
水処理施設	浸出水、揚水井戸、新水処理施設改造、浸出水貯留槽	20億円
浄化促進設備	水・空気注入設備	2億円
管理作業費等	水処理施設・浄化促進設備維持管理費、モニタリング費等	8億円
計		102億円

○事業費の負担割合

・国：県：市＝4：4：2

・敦賀市は自前負担分の2/3、13億円程度をこの処分場に一般廃棄物の焼却灰などを搬入していた全国の60団体に請求する。

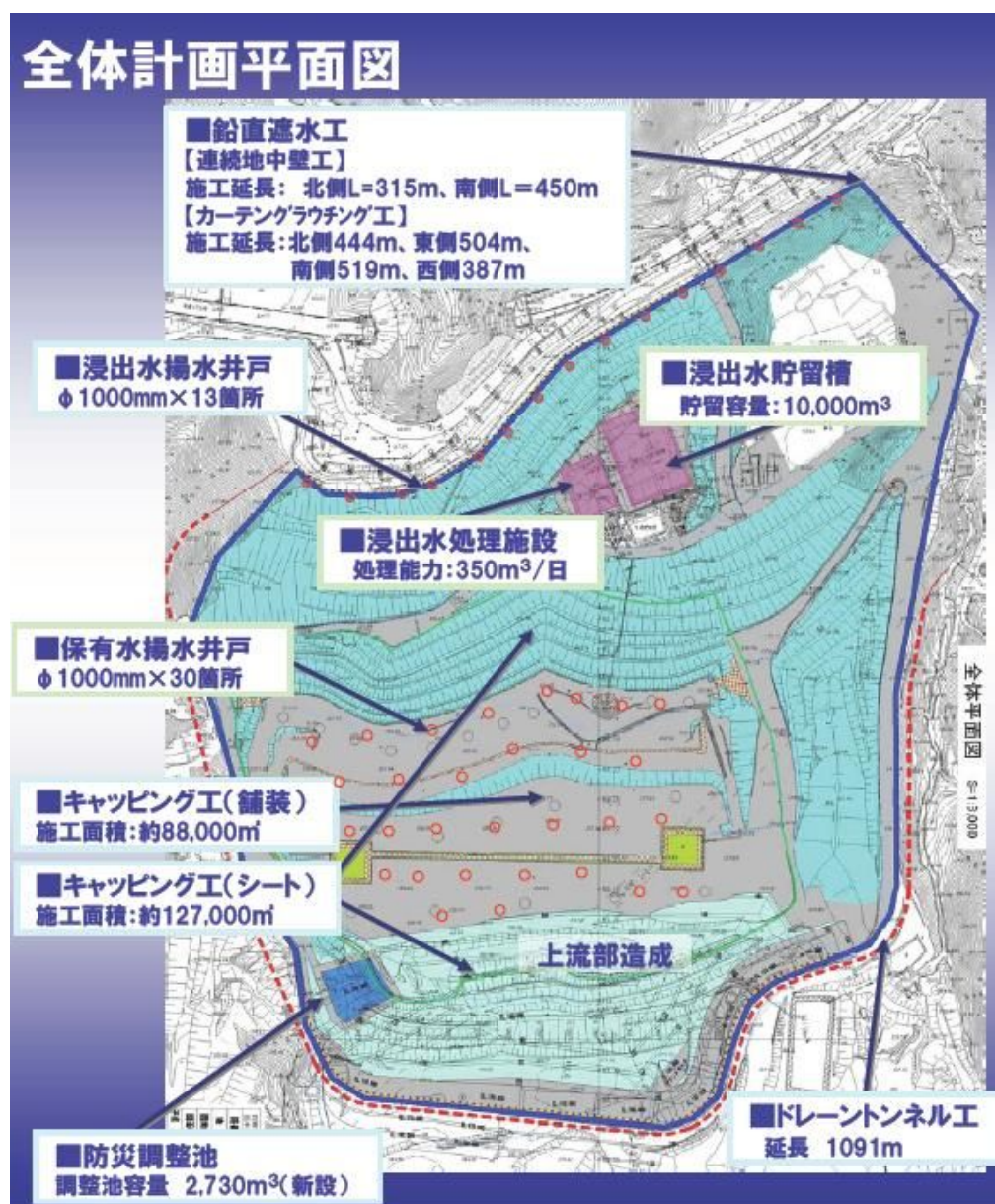
(5) 支障除去等工事の概要および進捗状況

平成18年3月の実施計画案に対する大臣同意を取得後、同年5月に、事業者等に対し、漏水防止対策等の抜本対策を講ずるよう措置命令を発出した。

しかし、事業者等がこの措置命令を履行しなかったため、県および敦賀市は共同して、行政代執行により、同年7月から現地でのモニタリング調査（現在も継続して実施中）、さらに、同年10月には遮水壁工事等の各種対策工事に係る実施設計に着手し、19年3月に完了している。平成19年4月からは、この実施設計に基づき工事設計書等の関係図書の作成を進め、同年9月から11月にかけて、入札の公告、執行および工事の仮契約締結を終え、昨年12月県議会において契約の締結の承認を得た。

現在、今年度中の実施予定工事である遮水シートの試験施工に着手しており、今後、年度内に工事関係車両の搬入のための仮橋設置、ドレーントンネル施工のための作業ヤードの確保および水処理施設付近の整地を計画している。

なお、本年度は仮設工あるいは準備工を主としており、本格的な工事は平成21年度からの実施を計画している。



(6) 今後の課題

特定支障除去等事業の実施に当たって、計画している遮水壁設置等の工事が、技術的に高度で、難易度も高い特殊な工事であり、施工上の品質管理等が特に重要となることから、平成 18 年 12 月、地盤工学や地下水工学などの学識経験者で構成する「敦賀市民間最終処分場抜本対策工事施工技術検討委員会」（以下「施工技術検討委員会」という。）を設置し、施工方法や施工計画など、工事施工上の技術的な事項についての検討を行い、工事の実施設計に反映させている。今後も、この施工技術検討委員会を継続して開催し、各種の抜本対策工事の確実な施工に努めていく必要がある。

また、施工期間中を含め、対策工事による周辺環境への影響や対策効果を把握するためのモニタリング調査を実施し、その結果については、ホームページなどを通じ公表するとともに、調査内容については、対策の進捗状況やモニタリング結果等の状況に応じて、環境保全対策協議会等の意見を聴き、適宜見直しを行っていく。

※感想

上記の内容で説明を受けたが、栗東の場合と大きく違うのは、まず、処分場の形式が栗東市は「安定型」なのに対し敦賀市の場合は「管理型」であること。つぎに、処分場の設置地域が栗東市の「住宅地隣接」に対し、敦賀は民家から離れた「山間地」という違いがあり一概に比較へできない。

しかし、今滋賀県でも検討されている「鉛直遮水壁」設置に関して、遮水壁の安全性や設置の範囲など、「住宅地隣接」と「山間地」という違いからか、敦賀市の場合はほとんど住民との協議もなく調査委員会の意向で設置されており、「耐震調査はやった」という職員の説明では滋賀の場合、市民・県民は納得しなかった。

また、処分場下流の木の芽川から、ビスフェノールが検出されていることについても、県は「環境基準がないから何もしていない」という説明であったが、考えられない対応あり、これも滋賀県の場合とは大きく違うと思われる。

一応にいえるのは、行政はこのような「囲い込み方式」により完結を図ろうとしており、説明にもあったようにモニタリング等の費用が長期にわたって発生することへの不安感はみられなかった。まさに職員と地元住民との認識のズレである。

処分場事態は、積雪の関係や管理者の問題から見学することはできなかった。